

喫煙可能室設置施設の届出の手引き

1 届出対象

この届出は、既存特定飲食提供施設（注1）が喫煙可能室（注2）を設置する場合に届け出るものです。届け出る際は、次の点にご留意ください。

- ・喫煙可能室に、20歳未満の者は立ち入ることができません。
（本人や保護者の同意、時間分煙等の有無に関わらず、立ち入り不可です。）
- ・喫煙可能室の出入口と店舗の主たる出入口の見やすいところに標識の掲示が必要です。
標識例は大阪市のホームページに掲載していますので参考にしてください。

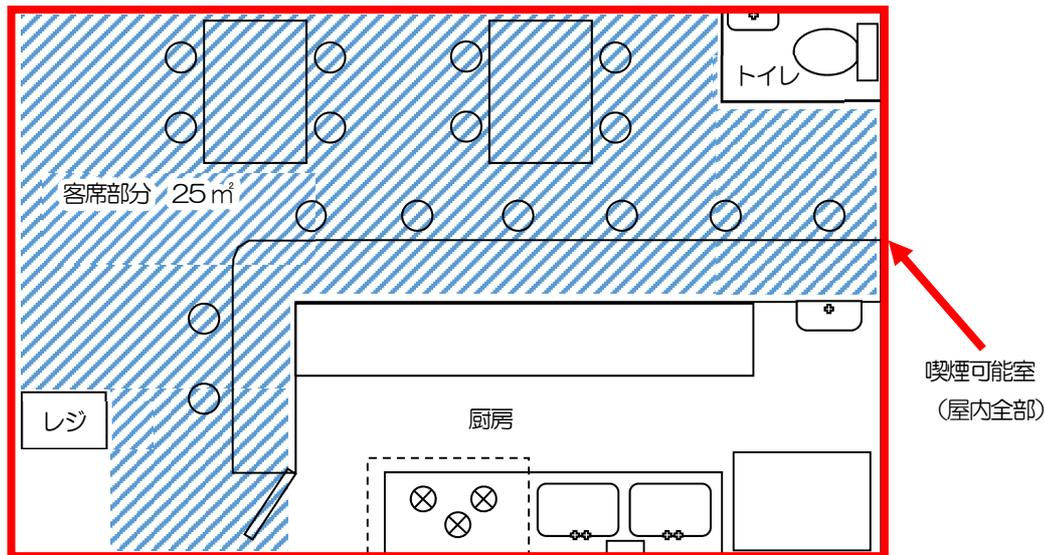
注1 既存特定飲食提供施設とは、令和2（2020）年4月1日時点で営業している以下の要件にすべて該当する飲食店をいいます。

- ・個人経営、又は中小規模の会社により営まれているもの
中小規模の会社には、次に挙げるものは含まれません。
 - ・資本金の額又は出資の総額が5000万円超（大規模会社）
 - ・大規模会社が1社で株式又は出資の総額の2分の1以上を占めている
 - ・大規模会社が複数社で株式又は出資の総額の3分の2以上を占めている
- ・客席部分の面積が100㎡以下の店舗

注2 喫煙可能室とは、上記施設において店舗の一部又は全部に設置することができる喫煙可能な部屋です。喫煙可能室では、喫煙と同時に、飲食をはじめとするサービス等の提供することが可能です。

2 客席部分の面積と喫煙可能室の設置の考え方について

<例>



- ・「客席」とは、客に飲食をさせるために利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペースを除いた部分を指します。（上記斜線部）
- ・喫煙可能室（上記太枠部）は、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準を満たしていなければなりません。満たすべき技術的基準は設置方法により異なります。ただし、店内すべてを喫煙可能室とする場合は、室内が壁、天井等によって区画されていることが条件となります。喫煙可能室の設置にあたっては、その技術的基準について事前に大阪市受動喫煙防止対策コールセンターにご相談ください。

3 大阪府受動喫煙防止条例について

- ・令和4（2022）年4月1日から、従業員を雇用する飲食店は原則屋内禁煙に努めてください。
- ・令和7（2025）年4月1日から、客席面積30㎡を超える店舗では喫煙可能室の設置ができなくなります。これらを踏まえ、受動喫煙防止対策について、対応の検討と準備をお願いします。

4 連絡先

郵送先： 大阪市健康局健康づくり課分室
[〒541-0055 大阪市中央区船場中央1-4-3 船場センタービル3号館3階]
問合せ先： 大阪市受動喫煙防止対策コールセンター (06) 6226-8471, (06) 6244-7600

5 届出書について

喫煙可能室を設置する場合に提出してください。

- ① 管理権原者は下記の書類を作成し、提出してください。

	提出書類	備考
1	喫煙可能室設置施設 届出書	正副2部用意してください
2	チェックリスト	1部添付してください
3	返信用封筒 (A5の書類が入るものに120円分の切手を貼付)	届出書を郵送される場合のみ

- ② 副本及びチェックリストは受領印を押印の上、返却しますので、保管してください。

- ③ 店舗では「客席部分の床面積に係る資料」や「資本金の額又は出資の総額に係る資料」を保管してください。

【店舗で保管する書類】

届書の副本
チェックリスト
受領印済みのもの

店舗図面
客席面積を記入

登記の写し等
法人の場合

- 客席部分の床面積に係る資料として、店舗図面に寸法と客席部分の面積(平米)、区画が分かるように記載してください。
- 資本金の額又は出資の総額に係る資料とは、資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等をいいます。

6 変更届出書について

届出事項に変更が生じた場合、速やかに提出してください。

【変更の対象となる事例】

- 名称及び所在地又は車両識別文字、番号、記号その他の符号に変更があった場合
(所在地の変更とは、行政の都合による住居表示変更や建物名の変更等であり、移転による変更は含みません)
- 飲食店の生前相続により新規許可を取得した場合(既存の店舗と継続性が認められる場合)
- 相続(死後)、合併、分割による変更

- ① 管理権原者は下記の書類を作成し、提出してください。

	提出書類	備考
1	喫煙可能室設置施設 変更届出書	正副2部用意してください
2	変更の事実を証することができる書類	1部添付してください
3	チェックリスト	客席面積の変更がある場合は、1部添付してください
4	返信用封筒 (84円分の切手を貼付)	変更届出書を郵送される場合のみ

- ② 副本及びチェックリストは受領印を押印の上、返却しますので、保管してください。

7 廃止届出書について

喫煙可能室設置施設でなくなった場合、速やかに提出してください。

【廃止の対象となる事例】

- 飲食店の廃止(移転、全面改装、建替に伴う廃止を含む)
- 飲食店の屋内禁煙化(全面禁煙又は喫煙専用室等設置)
- その他、既存特定飲食提供施設の要件に該当しなくなった場合(客席面積が変更された場合など ※)
※ 令和7(2025)年3月末まで: 変更後に100㎡を超えるもの
令和7(2025)年4月以降: 変更後に30㎡を超えるもの
- 飲食店の喫煙目的施設への変更

- ① 管理権原者は下記の書類を作成し、提出してください。

	提出書類	備考
	喫煙可能室設置施設 廃止届出書	正副2部用意してください
	返信用封筒 (84円分の切手を貼付) (禁煙ステッカーを希望する場合は、A5の書類が入るものに120円分の切手を貼付)	廃止届出書を郵送される場合のみ

- ② 副本は受領印を押印の上、返却しますので、保管してください。

8 その他

各種届出は行政オンラインシステムでも可能(令和4年2月から、順次運用開始)です。

設置届出



変更届出



廃止届出

